

## 権利擁護センターぱあとなあひろしま後見報酬手数料規程

規程第9号  
2013年4月1日制定

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県社会福祉士会（以下「本会」という。）及び権利擁護センターぱあとなあひろしまが行う事業の財源を確保し、もって権利擁護センターぱあとなあひろしま後見人候補者名簿に登録した者(以下「名簿登録者」という)に対する支援の充実を図るため、名簿登録者が成年後見人等の活動により個別に得た報酬から、権利擁護センターぱあとなあひろしま名簿登録規程（以下「名簿登録規程」という。）第12条第2項に定める手数料を当会に納めることに関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (手数料の対象)

第2条 名簿登録者は、社会福祉士の資格をもって次に掲げる立場で活動し報酬を得た場合に、前条の規定に基づき手数料を納めることとする。

- (1) 成年後見人、保佐人又は補助人
- (2) 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人又は任意後見監督人
- (3) 任意後見人（任意後見受任者含む）
- (4) 任意後見契約に伴う委任契約に基づいた任意代理人

### (算定基準)

第3条 手数料の額は、1年に1回、本会が指定する期間に得た報酬を合計した額の5%とする。

### (納入方法)

第4条 名簿登録者は、前条に基づき算定された手数料の額を申告し、本会が指定する口座への振り込みにて納めるものとする。

- 2 前項に基づく申告をする場合には、家庭裁判所が交付する報酬付与審判書又は任意後見契約書の写しを添付するものとする。
- 3 名簿登録規程第4条に基づき名簿登録を抹消する場合は、手数料を納めていない期間にかかる手数料をすみやかに申告し納めなければ、名簿登録を抹消することができない。

### (改廃)

第5条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

1. この規程は、2013年4月1日から施行する。